

総説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.56km²（平成15（2003）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成15（2003）年10月1日現在、1,864,185人（男904,212人、女959,973人）となっています。

図1 1 人口・世帯数の推移

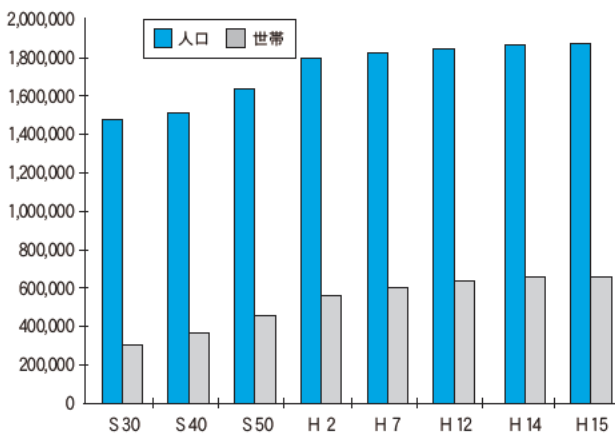
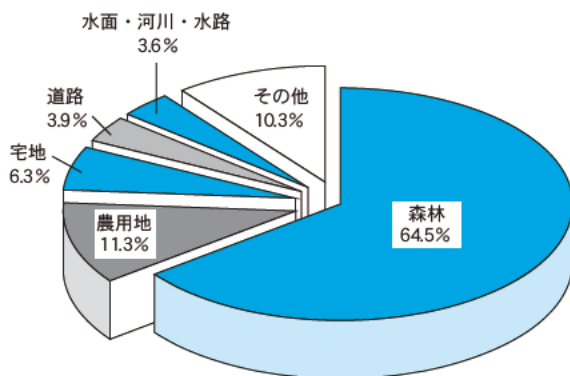


図1 2 土地利用状況



注) 計は四捨五入の関係で合わない

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.5%を占め、以下農用地11.3%、宅地6.3%（平成13（2001）年）となっています。

2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地に公害都市が誕生しました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や生活排水等による水質汚染などの都市生活型公害や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌等への環境影響、また、その除去等に係る経済的損失の大きさが問題となってきています。

また、里山や水辺の消失、農用地や山林の荒廃などの身近な環境問題から、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題まで広範囲かつ複雑化・多様化してきています。

これらの環境問題は、つきつめると私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷が、自然界が本来有する再生可能な許容範囲を超過したことから引き起こされており、私たち自身の生活を根本から問い直すとともに、社会経済活動のあり方そのものを見直し、豊かな環境を維持しながら、環境への負荷の少ない社会へと変えていかなければなりません。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組の整備がなされました。

また、平成14（2002）年には、新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定されるとともに、同年6月には我が国も京都議定書を締結するなど、地球規模の環境問題へ

の取組も着実に進められています。

本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を定め、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16（2004）年3月には、三重県の健全な土壌・地下水環境を保全するため、土壌汚染に関する取組を新たに加えました。

また、平成15（2003）年3月に「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

これらの条例を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町村との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのあ

る快適な環境の確保

- ・国際的協調による地球環境の保全

(2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定され、三重県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランです。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした計画であり、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与えている県、市町村、事業者や県民を計画の推進主体と位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明らかにしています。

計画の目標年度は、平成22（2010）年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて4項目の基本目標を設置するとともに、具体的目標として、目指すべき環境の状態を言葉で表した目標と48項目の数値目標を設定しています。

〈計画の基本目標〉

- I 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築
- II 人と自然が共にある環境の保全
- III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- IV 環境保全活動への参加と協働

表 1-1 環境基本計画進行管理表

数 値 目 標 項 目	単 位	目標数値 (2010年度) ①	現状値 (1995年度他) ②	2003年度	
				事業量・状況③	2003年度達成率 (③-②/①-②)
1 化石燃料エネルギー消費量	kl/人・年	1997年度レベル (4.74)	4.44	4.70(2001年度)	A
2 ごみ固形燃料化施設導入市町村割合	%	40	0	26	B2 (65%)
3 県施設における太陽光発電施設発電能力	kW	1,500	0.2	496	C (33%)
4 上水使用量増加率(年平均増加率)	%	0.36	0.72	-0.82(2002年度)	A (428%)
5 工業用水回収水利用率	%	90	85.4	85.0	C (-9%)
6 ごみ排出量	g/人・日	1,100	1,195	1,155(2002年度)	C (42%)
7 産業廃棄物年間最終処分量	千 t/年	1,179	1,179	231(2002年度)	A
8 ごみ資源化率	%	30	6.6	19(2002年度)	B2 (53%)
9 産業廃棄物資源化率	%	40	30	41(2001年度)	A (110%)
10 し尿海洋投入量	kl/年	全廃	226,726	180,000(2002年度)	③
11 美化推進モデル地域指定数	ヶ所	69	0	35	D(根拠条例廃止)
12 大気汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	77~100	おおむね達成維持	②
二酸化硫黄	%		100	100	
二酸化窒素	%		100	96	
一酸化炭素	%		100	100	
浮遊粒子状物質	%		77	90	
光化学オキシダント	%		87~98	86~97	
13 大気の汚染に係る県環境保全目標	(%)	達成維持	77~100	おおむね達成維持	②
二酸化硫黄	%		100	100	
二酸化窒素	%		77	75	
14 低公害車導入台数	台	10,000	372	116,590	A (1207%)
15 二酸化炭素排出量	C-t/人・年	1990年レベル (3.41)	3.41(1990年)	3.95(2001年)	③
16 フロン回収の実施率	%	100	3	-	D(制度が変更)
17 騒音に係る環境基準	(%)	達成維持	42	79	②
18 振動に係る閾値(地表値55dB以下)	(%)	達成維持	99	100	①
19 悪臭に係る臭気強度(臭気強度2以下)	-	達成維持	2.5	1.9	①
20 水質汚濁に係る環境基準		達成維持	23~100	河川おおむね達成、海域一部未達成	②
(河川)	(%)			28~97	
健康項目	%		100	97	
pH	%		96	99	
BOD	%		65	69	
SS	%		96	99	
DO	%		94	99	
大腸菌群数	%		23	28	
(海域)	(%)			25~100	
健康項目	%		100	100	
pH	%		70	74	
COD	%		65	25	
DO	%		85	89	
大腸菌群数	%		92	96	
油分等	%		100	100	
21 地下水の水質の汚濁に係る環境基準	(%)	達成維持	-	85	①
22 生活排水処理施設の整備率	%	70	30	63.2	②

総 説

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (1995年度他) ②	2003年度	
				事 業 量 ・ 状 況③	2003年度達成率 (③-②/①-②)
23 化学肥料・農薬投入量					
化学肥料	N-t/年	5,680	7,624	5,296	A (120%)
農薬投入量	t/年	3,200	4,447	3,032	A (113%)
24 土壌汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	96	—	①
25 地盤沈下量(年間1cm以上)	km ²	0	0	0	A
26 自然環境保全地域指定箇所数	ヶ所	11	4	4	C (0%)
27 県立自然公園の特別地域指定箇所数	ヶ所	5	1	1	C (0%)
28 原生的自然地域等公有地化面積	ha	250	147	147	D (保全の手法変更)
29 自然海岸の延長距離	km	754	759	754	A (100%)
30 多自然型護岸延長	河川数	45	15	40	B1 (83%)
	km	50	7	36	B2 (67%)
31 レッドデータブック記載種数		1994年度レベル		1994年度レベル	
植物	種	322	322	1994年度レベル	D
動物	種	136	136	1994年度レベル	
32 野生生物保護地区等箇所数	ヶ所	111	90	100	C (48%)
33 ピオトープ整備箇所数	ヶ所	30	0	15	B2 (50%)
34 自然遊歩道延長	km	500	212	585	A (130%)
35 自然観察公園等箇所数	ヶ所	9	0	4	C (44%)
36 県民の森箇所数	ヶ所	4	1	2	C (33%)
37 都市公園面積	m ² /人	14	6.47	8.01	C (20%)
38 道路緑化率	%	40	6	5	C (-3%)
39 緑の基本計画策定市町村数	市町村	47	0	13	C (28%)
40 県施設緑化率	%	20	15.5	該当無	D
41 親水公園等整備箇所数	ヶ所	64	40	94	A (225%)
42 景観条例・景観形成基本計画策定市町村数	市町村	20	3	10	C (41%)
43 歴史的なまちなみ保全地区指定箇所数	ヶ所	7	1	1	C (0%)
44 環境教育バリエーション校指定数(累積)	校	200	28	61	D (事業廃止)
45 こどもエコクラブ数・会員数(累積)					
クラブ数	団体数	3,000	26	1,457	C (48%)
会員数	人	50,000	390	33,383	B2 (67%)
46 環境カレッジ講座数(累積)	講座	260	35	202	B2 (74%)
47 海外研修員等受入数(累積)	人	3,000	496	1,520	C (41%)
48 技術講師・専門家等の海外派遣数(累積)	人	1,000	140	349	C (24%)

※ 2003年度達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

進捗区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上のもの
- B1 : 進捗率が80%以上100%未満のもの
- B2 : 進捗率が50%以上80%未満のもの
- C : 進捗率が50%未満のもの
- D : その他

定性的目標

- ① : ほぼ所期の目標を達成したもの(数値目標のA、B1に相当)
- ② : ある程度所期の目標を達成したもの(数値目標のB2に相当)
- ③ : ほとんど目標が達成できていないもの(数値目標のC、Dに相当)